

㈱中合発行『全国百貨店共通商品券』の 利用終了について

この度、中合福島店の令和二年八月三十一日営業終了に伴い、株式会社中合にて発行しておりました『全国百貨店共通商品券』の利用を令和二年十一月三十日にて終了させていただきます。

当該商品券につきましては、中合福島店営業終了後も他の加盟百貨店様にて利用終了日まで引き続きご利用いただけます。対象となる商品券をお持ちのお客様は、利用終了日までにご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、利用終了日までに使用されなかった商品券につきましましては、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、左記のとおり払戻しを予定しております。

令和二年八月三十一日 株式会社 中合

◎利用終了日 令和二年十一月三十日(月)

◎利用可能店舗 日本百貨店協会加盟百貨店

◎対象商品券 ㈱中合発行『全国百貨店共通商品券』
中合福島店・三春屋店・十字屋山形店・棒二森屋
店・会津店・清水屋店

◎払戻申出期間 令和二年十二月一日(火)～令和
三年二月二十八日(日)午前十時～午後六時

※この期間内に申出が無い場合、当該払戻し手続き
から除外されますのでご注意ください。

◎払戻方法 電話受付、郵送対応による銀行振込。

◎お問合せ先 株式会社中合 管理部

電話024-521-5151

(土日・祝日及び年末年始を除く)

尚、十二月払戻実施の際にあらためて公告致します。